

専願による入試を実施する際の留意点

- ✓ 受験生の権利を侵害しないという観点のみならず、無用なリスクを大学が背負うことのないようにする観点から、以下のことに留意する必要がある。

留意点

- ✓ 募集要項等において、専願による入試を実施することは、否定されない。
- ✓ ただし、判例によれば、どの大学において教育を受けるかについては、学生の意思が最大限尊重されるべきであることから、原則として、学生はいつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができるかとされている。
- ✓ したがって、専願による入試を経て合格したとしても、そのことをもって強制的に入学辞退を引き留めることはできないことを踏まえ、受験生に誤解を与えるような周知（※）は行わないよう留意が必要。

（※）不適切な周知例：「合格者は、いかなる事由であっても入学を辞退できません」

（参考）最高裁判所判例 平成18年11月27日（抄）

●在学契約等の解除について

教育を受ける権利を保障している憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されないものと解するのが相当である。